

令和7年生駒市農業委員会12回定例会会議録

会議主管課 農業委員会事務局

会議開催日時 令和7年12月9日(火)午後2時00分

会議開催場所 市役所 401・402会議室

出席者 会長 10番 中井 啓二

農業委員会委員

1番 山角 ひろ子 2番 奥野 通孝

3番 田中 良治 4番 稲葉 健三

5番 今井 正徳 6番 岩前 利典

7番 松尾 克巳 8番 岡田 啓秀

9番 有山 富士美

農地利用最適化推進委員

辻 英雄 影林 則昭

池田 典夫 池谷 初英

前田 隆男 棚田 秀治

谷野 譲

説明者 事務局 局長 松井 伸幸

係長 塚崎 智茂 主査 田所 智

傍聴者 0名

議事次第

審議事項

- 農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について

報告事項

- 農地法第3条の3の規定による受理通知について
- 農地法施行規則第29条第1号による届出について
- 農地の転用事実に関する照会について
- 農地転用許可の報告について

その他

配布資料

- 本日の定例会議の「議案」及び位置図
- 農地集積集約にかかる資料（利用状況調査結果）
- 令和8年度委員会予定表(案)

○係長 出席者数による会議の成立を確認

傍聴人 0 名

生駒市農業委員会会議規則第7条の規定により中井啓二会長に議事進行を依頼

○議長 開会宣言

議事録署名について、議長である私(10番 中井会長)と5番 今井委員、6番 岩前委員にお願いしたい。

○議長 議案第1号「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について」の説明を事務局に依頼

○主査 〔議案読み上げ〕

本申請は、所有権の移転や賃借権・使用貸借権の設定のない農地転用のうち、市街化調整区域の転用については奈良県知事の許可が必要なことから、申請がされたものである。

No.1の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(1)で国道168号線を北上し、大阪府交野市との府県境の東、約150mのところに位置する農地

申請理由について

隣接する事業者から従業員用の駐車場として借りたいとの要望があつたため、今般申請された次第である。

申請にあたって、雨水は主に自然浸透だが申請地北側には水路があり、飲みきれない分はそちらに流れることになっている。また、隣接に農地は無く、土地改良区の意見書及び地元水利組合の同意がされていることから、周辺農地への影響等についても問題はない。

次に立地基準による判断については、生駒市内の農地は、全て農用地区域外の農地であり、また、住宅、事業用施設、公共施設または公益施設が連たんしている地域に近接する区域で、その規模が10ha未満の区域であることから第2種農地に該当する。

現地調査について

今月5日に会長をはじめとする農業委員5名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っている。

以上、審議をお願いしたい。

○議長 議案第1号について地元推進委員へ補足説明を依頼

○委員 申請地は三角形の土地で面積が67m²だが土を入れているのはその半分以下で、車は2台ほど駐められる。道路と農地の分筆がされておらず、道路も含んだ面積になっており、申請地の西側に水路があり、隣の土地で作業されている方用の駐車場として使用される。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

○委員 これは道を取り込んでいるのか。

○主査 申請地の北側の部分に細い道があるが、取り込んでいるのではなく、この先にお墓があり、地元の方が墓道として利用されている。その墓道の一部が本申請地である。民地の一部を通つてお墓に行っているという状況であり、その横に水路がある。

○委員 事務局の説明では隣の会社の人が借りたいと言っていたが、この申請は本人が青空駐車場にしたいという申請なので、売る、買う、貸すなど何も入っていない申請だと思うのだが、どうい

うことか教えて欲しい。

○主査 隣の事務所から貸してほしいという話で、まず土地所有者が整地をしてそれから貸すことになるので、農地法第4条の申請になる。借りたい相手方がお金を出して整地する場合は農地法第5条になる。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認
〔「なし」の声あり〕

○議長 異議の確認
〔「異議なし」の声あり〕
議案第1号「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について」の承認を宣言
奈良県知事へ進達を依頼する。

報告第1号 「農地法第3条の3の規定による受理通知について」

報告第2号 「農地法施行規則第29条第1号による届出について」

報告第3号 「農地の転用事実に関する照会について」

報告第4号 「農地転用許可の報告について」

を、事務局に一括して説明を依頼

報告第1号 「農地法第3条の3の規定による受理通知について」

○主査 〔報告読み上げ〕

概要説明

この届出は、許可が不要な権利取得、主なものとして相続、時効取得だが、そのような事由による権利の移動があった場合、本条に基づく届出を義務づけることにより、農業委員会が権利の移動を知り、その機会を捉えて、農地の適正かつ効率的な利用のための措置を講ずることができるようにするためのものである。

No.1は相続により所有権を取得された農地について届出されたものである。

報告第2号 「農地法施行規則第29条第1号による届出について」

○主査 〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告は、農地法第4条第1項第7号及び農地法施行規則第29条第1号の規定により、農業者が、自己の耕作の事業のための農業用施設を目的とする200m²未満の農地転用の場合、許可は不要であるが、農業委員会に対して届出を出すように指導をしているため、本届出がでてきたものである。

本届出地については、地図番号(2)で、奈良先端科学技術大学院大学の東側に位置する鹿畠町地内の農地であり、農業用倉庫を目的として農地転用の届出がされたものである。

報告第3号 「農地の転用事実に関する照会について」

○主査 〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告は、現況、農地性が無いものを他の地目に変更するため、法務局に地目変更申請がなされた場合、法務局から農業委員会に照会があつた事案である。

No.1については、開発行為の残地で周囲が農地ではなく、非農地と一体化しており、また、営農するには面積的に狭小で耕作に適さないため、今般地目変更の申請がされたものである。

報告第4号 「農地転用許可の報告について」

○主査 〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告については、市街化調整区域の転用申請があり、奈良県知事による転用の許可が下りたことの報告をしている。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

○委員 報告第4号のNo.3～5に出てくるドッグスクールとは何か教えて欲しい。

○主査 犬の訓練施設で、常設に置いているものはないが、障害物などを置いてそれを飛び越える練習をしたりするグラウンドのようなものである。

○議長 報告第2号の届出者と所有者は違つていいのか。

○主査 実際に所有者は届出者とは別の方で、所有者の同意を得て実際に使われて費用を出すのは届出者になる。所有者の承諾がないかぎりは建てられない。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

○議長 「農地集積集約に係る情報交換」について事務局に依頼

○係長 利用状況調査の報告と意向調査の説明

市内全域の農地面積とともに、遊休農地の面積や筆数、今年度記録した面積、筆数などを記録している。なお、意向調査のアンケートは、今月中に文書を発送し、回答期限は1月末日で実施する。

○議長 農地パトロールの報告を各委員に依頼

○議長 「その他」について事務局に依頼

○局長 前回の定例会で宿題を3点ほどいただいていたので、報告させていただく。

1点目は市長に提出した意見書の進捗状況、2点目は農機具のあっせんの進捗状況、3点目は農地付き空家の話だったが、1点目2点目の話は農林課の所管事務になるため私の方から回答させていただく。まず1点目の意見書だが、7月18日に農業委員会の正副会長3名と市長部局である市長、副市長、地域活力創成部部長と次長の4名とで意見交換会が行われた。その後、意見書が提出され、それが農林課に渡された。

具体的な意見としては5点あり、まず1点目は「経営所得安定対策の充実に向けた関係機関への要請」で、内容としては農地を所有する小規模農業事業者に対して、安定して営農ができるような新たな生産者補助・支援が必要であり、奈良県や農業会議、他市町村JA等と連携して農水省への要望を行つたらどうかというお話だったが、これがなかなか難しく、市の立ち位置としては今年度生駒市長が北部農業推進協議会の会長に選任されており、個別の機関・団体では解決が困難な議題に関しても協議会で話し合い、連携のもとにやっていきたいと思っている

ところであり、まだ具体的な話にはなっていないが、このような場で議題としてあげてやっていきたいと思っている。

2点目は「農地等の改良について」ということで、補助金などないかと言われていた。市の単独補助事業としては令和6年度に土地改良事業助成制度の要綱改正を行い、農業用道路や水路に関して今まで60%補助であったのを80%まで引き上げた。昨年の話なのでまだ皆様に知れ渡っていないので、変わったことをPRしていくかなくてはならない。今地域計画の実現に向けての取組委託支援業務を業者に発注している。その中の一つとして国の補助金の制度を調査するというのもある。そちらの方で調べていきたいと考えている。

3点目は「獣害について」という事で、獣害防止対策の充実や、生駒信貴山鳥獣保護区についての意見をいただいており、こちらも先進事業の研修に参加することで、新しい情報を集めていきたいと思う。またSDGs公民連携推進課というのがあり、民間事業者と協創しながら一つの事業を進めていく課があるのだが、そこに提案させていただいた。試験的にやろうと思っているのが、ドローンを使ってイノシシを追いやるということを、昨日打合せしてきた。また、市民農園付近では麻袋の中に鳥獣が嫌がるようなものを入れておくというのも、試験的にやっている。この結果を見ながら、事業展開していくかと思っている。保護区域を森林整備の中で農地と山林の間に緩衝地帯を設けてイノシシの侵入を防いでいこうと森林の観点から事業を進めていき、今年も年明けくらいにそういうバッファゾーンの整備を、森林のボランティアさんに手伝っていたきながらやっていく。

4点目は「地域計画の実現に向けた取り組み」ということで、前回の定例会で少しお話をしたが大北と小平尾北の2地区をモデル地区と設定し、業者委託にて昨年度に策定した地域計画を民間の力を借りることでもう少し精査して、地区の特色や意見を生かした地域計画の実現化に向けたロードマップの作成を行っており、来年度から実践出来るよう進めている。

5点目だが「新規就農について」だが、今年度9月に農業推進担当として農林課で2名の職員を採用し、新規就農者の育成、支援を主に担当し遊休農地の解消に向けて積極的に取り組んでいる。

また、「農機具のあっせん」については、先ほども申したSDGs公民連携推進課と連携をとり、今後事業展開を進めていく予定である。

○係長 空家に付随した農地の権利取得に関する新規就農運用基準について説明

概略は、空家に付随した農地を取得する場合、面積が500m²以下であれば、新規就農面談の際に「営農計画書」に記載する内容について、自家栽培・自家消費程度まで判断基準を緩和するものです。空家であることが確認できれば、ここまで基準を緩めて空家に付随した農地を適正に管理できるのではないかと思い、今後運用をしていきたいと思う。

○議長 他市から生駒市へ来ていただき、人口を増やしていくという一環と、小さい農地でも放置すると草が生えるので適正に管理していただけるのであれば空家とセットの場合のみ新規就農者の基準を緩めてもいいのではないかという主旨だ。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

○委員 駐車場敷地等で無断転用されている土地について報告

- 委員 駐車場として使用するのであれば農地転用の手続きをとるように指導したほうがいいと思う。
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認
- 係長 北和の農を考える集いの案内
日時:令和8年1月27日(火)
場所:北コミュニティセンター
- 係長 令和7年度農地活用推進農地利用最適化研修会の案内
日時:令和8年1月15日(木)
時間:午後1時～午後4時
場所:いかるがホール 大ホール
- 議長 次回の日程についての説明を事務局に依頼
- 係長 次回の日程について
定例会 令和8年1月13日(火)午後3時 市役所 401・402会議室
現地調査 令和8年1月8日(木)
1月7日(水)までに同行いただく委員に連絡する。
- 議長 閉会宣言
午後3時00分閉会

農業委員会等に関する第27条の規定により、令和7年生駒市農業委員会第12回定例会の議事録を作成し、ここに署名する。

会長 10番

農業委員 5番

農業委員 6番
